

## 香川県立保健医療大学教員定年規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第8条の規定に基づき、香川県立保健医療大学の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

(定年)

第3条 教員(助手を除く。)の定年は、年齢65年とする。

2 助手の定年は、年齢60年とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日に在籍する者であって、大学院保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程の設置認可において専任教員とされているもの(同日現在で63歳以上のものに限る。)に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「年齢65年」とあるのは、「平成31年3月31日における当該教員の年齢の年数に3年を加えた年数」とする。